

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和六十一年第二回福生市議会定例会議事日程（第三日）

日程第十五 議案第四十二号

昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）
（審査報告）

日程第十六 議案第五十号

市道路線の廃止について
（審査報告）

日程第十七 陳情第六十一―一号

福生市に非核都市宣言を求める陳情書（審査報告）

日程第十八 陳情第六十一―二号

「非核平和福生市宣言」制定に関する陳情書
（審査報告）

日程第十九 議案第五十一号

昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第二号）
人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取につい

日程第二十 諮問第一号

て

日程第二十一 閉会中の継続審査申し出について

日程第二十二 特定事件の継続調査について

午前十時二分 開議

○議長（森田治男君） ただいまから昭和六十一年第二回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長（森田治男君） この際、報告事項がありますので、事務局長として諸般の報告をいたします。

（井上議会議務局長報告）

一、追加議案の送付について（別添参照）
二、昭和六十一年四月分月出納検査の結果について（別添参照）

○議長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

○議長（森田治男君） 本日の議事運営につきまして、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 指田保雄君登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君） 御指名でござりますので、昨日開催いたしました議

○ 会運営委員会の結果につきまして御報告いたします。

まず日程でございますが、新たに議案二件市長から送付されましたので日程に組みましたほかは本定例会二日目に各委員会に付託されました案件の審査報告であります。

次に、日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり各委員会から提出されました審査報告を付託の順にお願いし、その次に新たに提出されました議案の順でお願いするつもりといたしました。

次に、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、慎重審議の上、即決をお願いすることといたしました。さらに日程第十一及び日程第十二並びに日程第十七及び日程第十八については一括上程することといたしました。

次に全員協議会でございますが、理事者からの申し入れがありますので、本日の会議の審議事件との関連から日程第五議案第三十二号の前二回目と、さらに本会議終了後二回目とそれぞれ開催し、協議することといたしました。

なお、建設委員会からの審査報告中、日程第十五議案第四十二号及び日程第十六議案第五十号の二件については、委員会当日、病気のため委員長

が途中退席をしておりますので、委員長報告は副委員長がかわりに報告するつもりといたしましたので、御了承を賜りたいと思います。

以上でございますが、本定例会最終日でありますので、本日の会議が円滑に運営されますようお願い申し上げます。報告といたします。

○ 議長(森田治男君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長(森田治男君) これより日程に入ります。

日程第一議案第二十八号福山市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○ 総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので、議案第二十八号につきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

ひび、お手元に御配付の審査の報告書の朗読は省略をさせて頂いていただきます。
(議事不審査報告書) 別添参照

まず本審査に伴い、内容の説明を受けた後、質疑に入りました。
委員より、今回までの報酬額の基準はどこに置いてあるのかとの質疑に對して、理事より、当市の場合、二十六市のバランス的な数値を算出した中で決まってきたもので、明確な根拠はないが、当市と類似している七市の報酬の現況を踏まえた報酬額は決定されているとの答弁がなされました。

ひび、委員より、これからますます専門化していく中で報酬のあり方について伺いたいとの質疑に對して、今回回答申にあるように二年くらいの間隔で審議会を開催願ひ改定をお願いしたいと思つてゐるとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ異議ありとの声もありましたので起立による採決いたしましたところ賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして審査報告とさせて頂いていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従ひまして、最初に反対者から発言を願ひます。反対者、十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第二十八号福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

この条例改正は、議員の報酬の引き上げを平均九・八五%引き上げようとするものです。

日本共産党は報酬等の引き上げ一般については何でも反対するものではありません。議員の活動にふさわしい報酬は必要ですが、それだけで引き上げていいというものではないと思つてます。

確かに議員報酬は四年間据え置きとなっておりますが、市政に責任を負

う立場にある議員としては行政施策と切り離して報酬は考えられないと思ひます。住民要求が山積みしている現在、報酬の引き上げは住民感情から言っても納得できないものと考えます。

この条例改正は、審議会で三回審議され答申されたものと説明されましたが、審議会委員だけの合意でなく住民の合意を得ることも必要であると考えます。私としては老人医療費の無料化や中学校給食の実現がまだできないでいる行政水準の中で議員報酬を引き上げるこの条例改正について賛成することはできません。

議員報酬引き上げについては住民の合意を得られるような、そして市民要求が解決できるような、このような慎重な審議をさらに行くべきだと意見を申し述べまして、簡単ですと私の反対討論といたします。

○議長(森田治男君)

次に賛成者、九番上野重勝君。

(九番 上野重勝君登壇)

○九番(上野重勝君)

御指名をいただきましたので議事第二十八号に対する賛成討論を行います。

本条例案は福生市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして市長が提案をしたものでございまして、審議会の審議経過報告にありますように、本審議会が昨今の地方公共団体を取り巻く厳しい社会情勢、世論の動向、市民感情等に細心の配慮をするともに各市の資料の提供を求め、郡下各市消費生活物価の動向、一般職員の給与との比較等さまざまな観点から調査検討を行い、終始自主的な見解と公正な立場において審議をした結果、報酬等の改定を行うことが適当であるとの結論に達したという報告でございます。審議会の委員の皆様方に最大の敬意を表するものでございます。

この結果、答申をいただきました額におきましても現在委員長が報告にもありましており、市の平均をも下回る金額でございますが、現時点においてはやむを得ない金額であろうというふうに判断をいたします。

なお、さらにこの答申につき加えまして、今回の審議会を四年ぶりに開かれたという経過もございまして、今後は数年にわたって据え置くことなく、少なくとも二年に一度はその額が適否を検討することが必要であるというふうにつけ書きをしております。そのようなことから本条例案は妥当なものだと考えまして、私はこの案に全面

的に賛成をするものでございまして、議員の各位の絶大なる御賛同をお願いを申し上げまして、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(森田右男君)

次に反対者、十二番 遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君)

議事第二十八号についての反対討論を行いたいと思います。

本議事案に關しましては総務委員会の中におきましても議論が行われています。その中で私は総務委員ですけれども、報酬に關する基本的な考え方を、特に市長さんの持つ議員の報酬についての考え方というのを伺っている人ですけれども、特に明確な答えとで、あるいは特に明確な考え方というのかやはりないということが大変に気がなります。議員の報酬というものをどうもどうもよく考えろかというところが大変大事なところだと思います。例えばイギリスにおきましては地方議員の報酬はありません。そのかわりに議會は夜開かれる。昼間は仕事をしなさいというところだと思います。

この答申の中にもありますとおり、議員の仕事はほとんど専門化して行くときに地方議員そのものの報酬の考え方というのは二つに分かれるというふうに思います。一つは、

やはり各々各職という言い方は非常に差してわりがあるかもしれませんけれども、ほかに職業を持つた上でボランティアのような形で行うか。もしくは、もう一つは非常に専門的な職業になつていくという考え方は、現実には大阪の堺市や摂津、大和市におきましては基本的な考え方としてはやはり生活給ではないかということを考えています。そのかわりに現実には議員の皆さん方は兼職がほとんど不可能なほどに役所に詰め非常に忙しい状態になつていくところもあるわけです。地方自治体の今の状況から言えば恐らく議員は専門化していくことが非常に自然ではないかとも思っています。

その意味から言ひましても議員の報酬ということにつきましては考え方が非常にはっきりしていかなければならないと思いますけれども、今回の報酬審議会の中におきましても、あるいは総務委員会の討論の中におきましても議員報酬のあり方というものの明確化というのが非常にはっきりしていまいかということに私は疑念を抱かざるを得ません。

今回の報酬の改定におきましても前回四年前にも同じように反対の討論を行いましたけれども、非常に基準が不明確である、非常に基準のつき方が不明

朗であるということから言ひましても、今回の改定は非常に不適切ではないかというふうに思ひます。

額の少ない、多いという問題ではなくて、議員の職業と、それから報酬のあり方ということとを考へる意味にあつても、この今回の報酬の改定には賛成で、さうものではありませんので、反対討論にやえたいと思ひます。

○議長(森田右男君) 以上で討論を終ります。

これより議案第二十八号について起立により採決いたします。

本案に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田右男君) 起立多数であります。よつて議案第二十八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田右男君) 日程第二議案第二十九号(福山市非常勤の特別職の職員)

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願ひたい。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので、議案第二十九号につきまして委員

会における審査の概要を御報告申し上げます。

すなわち手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照、審査に先駆り、内容説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、改定文面の表示方法として、他議案とは本文で書かれていますが、この条例については表で書かれていますが、この違ひについて伺いたいとの質疑があり、この非常勤の方の關係については改正本文が本文で書くこととわかりにくくなることとが理由である。今回の改定を要しない委員があり職名を入れた中で表を新たに改めるといふことの方が本来的であらうという判断によるものであるとの答弁がありました。

また委員より、この非常勤の關係については医師会だけは毎年かえていふと記憶

しているが、他のものについては四年ぐらいいかえていないと思うが、その点について伺いたいとの質疑に對しまして、医師会などは毎年改定をしているが、その他ものについては議員及び市長がわかる場合に合せてその都度改定をしているとの答弁がなされました。

また委員より、行政事務連絡員について各中ではどういう状態になっているのか伺いたいとの質疑があり、行政事務連絡員というのは福生独自の特別職ということになっており、調べたところ各中の回答はなかったとの答弁がなされました。

また委員より、農業委員会の方定数が十二名ということだが、この十二名の定数というものは法律で定められていろいろなか、それとも市の条例によつて制定されたものかとの質疑に對しまして、これについては、農業委員会等に関する法律で定められており、最低十人から三十人を置くことが義務づけられていろいろの答弁がなされました。

また委員より、教育委員会の委員長並びに委員の報酬は近隣市町ではどうかというふうになっているのかとの質疑に對しまして、羽村町では委員長は四万五千元、瑞穂町では二万五千元、秋川市が四万三千元、昭島市が九万八千元、青梅市は十三万八千元であるとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会の報告とおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、密査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長が報告に對する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終ります。

これより議案第二十九号について採決いたします。

本会に對する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本会には、委員長が報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第二十九号は、委員長が報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 日程第三議案第三十号福生市長等の給与に関する条例の

一部を改正する各事例を議題といたします。

本委員会は、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告と願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので、議案第三十号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査の報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。(議案審査報告書) 別添参照

まず本案の内容説明を受けた後、質疑に入りました。

本案につきましては了したる質疑もなく、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長(森田吉男君)

以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田吉男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一條の規定に従いまして、最初に反対者から発言を願います。反対者、十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第三十号「福生市長等の給与と関する各事例の一部を改正する各事例について反対討論を行います。

この各事例改正の主なものは、市長九・二%、助役九・三%、収入役五・八%の給料の引き上げを行うというものです。

まずの議案第二十八号でも申し述べましたように、市政に責任を負う責任者としての立場にあります市長等の給料についてもその活動にふさわしい額は必要だと考えますが、それだけで引き上げるといふことは賛成できません。行軍路線で教育施策や福祉施策は据え置き、保育料、国保税を値上げし住民要求、求は解決しないまま行政の中で市長等の給料の引き上げは住民感情としても

受け入れることはできないものです。

この条例改正も審議会でも審議され答申されたものですが、二十六市平均よりもまだ低いと言いますが、二十六市とは行政水準も違い、それだけの比較で市長等の給料を引上げているとは言えません。

市長等、市の責任者として今しなければならぬことは、多様化する住民要求実現のために全力を尽くすことだと思います。住民生活を守ると言う立場と、さらに強く貫いていただきたいと要求いたしましたので、私の反対討論といたします。

○議長(森田治男君)

次に賛成者、三番村野和二郎君。

(三番 村野和二郎君登壇)

○三番(村野和二郎君)

御指名をいただきましたので、議案第三十号について賛成討論といたします。

この議案は福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

ただいま反対者は住民感情云々という言葉を吐いておりましたが、また二十六市の云々という言葉も吐いておりました。しかし、私はこの市長等の報酬の

件につきましては報酬等審議会におきまして慎重に審議を重ねた結果でございます。その委員さんたちは各界の代表でありまして、恐らくこれは市民の民意を反映しているものと確信している次第でございます。ですから、この住民感情云々という言葉は多少と偏った意見ではなからうかと思う次第でございます。また、二十六市云々というところでございますが、東京部下の二十六市もいろいろ市がございします。その中で福生市と類似している七市を相当慎重に審査したように漏れ承っております。その平均よりもなお今回の報酬は少ない。これはやはり福生市の財政等も考えまして、そういう結論を出したのではなからうかと思ひます。また、総務委員会におきましても全員異議なく本案を可決するものと決定した。うな次第は先ほどの総務委員長が報告のとおりでございます。

私もこの案につきましては賛成でございます。議員各位の絶大なる賛成をひとつお願いをいたしまして、賛成討論といたします。(拍手)

○議長(森田治男君) 以上で討論を終ります。

これより議案第三十号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本委員会は、委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田右男君) 起立多数であります。よって議案第三十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田右男君)

日程第四議案第三十一号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本委員会は、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名がございましたので、議案第三十一号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査の報告書目の朗読につきましては省略をさせていただきま

(議案不審査報告書目) 別添参照

審査に伴い議案内容の説明を受けた後、質疑に入りましたが、本委員につきましても別段質疑もございませんでしたので、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました次第であります。

何とぞ当委員会へ報告とおり御決定をくだりますようお願いを申し上げ、

げまして、審査報告とせていただきます。

○議長(森田右男君)

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長へ報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田右男君)

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一條の規定に従いまして、最初に反対者から発言を願います。反対者、十一番 原敏子君。

(十一番 原敏子君登壇)

○十一番(原敏子君)

議案第三十一号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅